

五島列島おもてなし協議会
「サイクリングを活用した観光地域づくり業務」
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

五島市、新上五島町及び小値賀町（以下「五島列島」という。）の行政と観光協会が構成される「五島列島おもてなし協議会」では、五島列島の観光分野での連携を図り、滞在型観光の促進を図るべく、個人観光客をメインターゲットとした受入環境整備を進めているところである。

本業務では、旅行先では積極的に体を動かしたい、アクティビティを通して自然を感じたいと考える「アクティブレジャー層」のサイクリング観光客に向けた旅行商品の造成、及び地元事業者が中心となった受入環境整備を並行して推進することで、単なる移動手段としてのサイクリングではない「サイクリングだから味わえる五島列島の魅力」の提供、及び地域主体のサイクリング観光客受入による持続的な観光地域づくりにつなげることを目的としている。

2. 業務名称

サイクリングを活用した観光地域づくり業務

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

4. 業務内容

(1) サイクリング旅行商品の造成

五島列島の各市町において、自然や食、文化等の地域の魅力ある資源を活かしたサイクリング旅行商品を造成すること。

なお、旅行商品の造成に当たっては、以下について留意すること。

(ア) サイクリングコースの造成・磨き上げ

(a) 当協議会が令和4年度に実施した「サイクリングを活用した観光地域づくり業務（※1）」におけるテストツアーコースを基本として、「サイクリングだから味わえる五島列島の魅力」が十分伝わるよう、五島列島の各市町の観光関連事業者、宿泊事業者、飲食事業者等（以下「地元事業者」という。）と連携したサイクリングコースを造成すること。

(b) 五島市が令和4年度に実施した「サイクリングを活用した周遊着地型商品開発実証事業（※2）」において造成した5コースの磨き上げを行うこと。

（※1）業務のコースについては、別紙「地域の魅力や離島の特性を生かしたモデルルート」を参照。

(※2)業務のルートについては、別紙「サイクリングコースの造成」を参照。

(イ) ファムツアーの実施

旅行会社を招聘し、(ア)のサイクリングコースを実走するファムツアーを実施すること。なお、招聘する旅行会社は発注者と協議のうえ決定するものとし、ファムツアー当日に旅行商品化に向けた課題整理を目的とした招聘旅行会社と地元事業者との意見交換の時間を設けること。

(ウ) 旅行会社の商品造成支援

ファムツアーで招聘した旅行会社に対しては、旅行会社が商品を造成する際にサイクリングコース上の立ち寄りスポットやサイクリングと他の体験の組み合わせ等の柔軟なカスタマイズができるよう必要な支援を行うこと。

(エ) 持続的なサイクルツーリズム推進

本業務終了後も継続して販売ができることを想定した旅行商品を造成すること。

(2) 受入環境の整備

五島列島全体のサイクルツーリズム推進に向け、地域における受入体制の充実化や地元事業者の受入意識向上を図るため、専門家を招聘した勉強会やワークショップ等を開催すること。

(ア) サイクリングに関する勉強会・講習会の開催

五島列島の各市町の地元事業者を対象に、専門家を招聘したサイクリング観光客への対応方法を学ぶ勉強会やサイクリングガイドに関する講習会等を定期的で開催すること。

(イ) 地域でのサイクリング観光客の受入を考えるワークショップの開催

五島列島の各市町の地元事業者を対象に、サイクリング観光客が五島列島に求めるものや自社における具体的な受入推進の取組、サイクリング観光客受入に際し地域全体の取組として必要なこと等を考えるワークショップを定期的で開催すること。

(ウ) さらなる地元事業者の参画支援

(ア)(イ)の実施に当たっては、サイクリングによる観光地域づくりに関して連携可能な事業者の掘り起こしを適宜行い、各市町の地域全体の受入環境整備につながるよう、積極的に新たな地元事業者の参画支援を行うこと。

(エ) ランドオペレーション機能に関する支援

着地型旅行商品としての販売を前提に、旅行会社との調整やサイクリングコースの提案、地元事業者への連絡調整等、サイクリング旅行商品催行に伴うランドオペレーション機能の確立を支援すること。

(3) 業務完了報告会の実施

本業務の完了前に、地元事業者や行政の観光関係職員に向けた業務完了報告会を実施し、造成したサイクリング旅行商品や各市町における受入環境の整備状況に関する報告、次年度以降地域に求められる取組、五島列島全体を周遊するサイクリング旅行商品の造

成等について提案すること。

(4) 業務実施報告書の作成

上記(1)～(4)の業務内容を取りまとめ報告書8部、報告書のデータ資料、及び成果物を提出すること。報告書については任意の様式とする。

5. 予算限度額

11,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 企画提案書等

(1) 企画提案書等として、次のものを提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

(2) 企画提案書等の用紙サイズは原則としてA4版（縦横どちらでも可）とし、提出部数は8部とする。

※提出書類の作成、提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。

※提出された書類等は返還しない。

(3) 企画提案書には、上記4の業務内容について、下記の項目に留意のうえ、具体的な実施方法等を記載すること。

ア 企画の全体概要について、提案のコンセプト、期待される効果等を示すこと。

イ 本業務の推進体制及び進行管理の体制並びに本業務に類似する業務実績を示すこと。

ウ 本業務を実施するスケジュール及び作業フローを示すこと。

エ 上記4に示すほか、より成果につながる提案があれば、予算の範囲内で提案すること。

(4) 見積書については、経費の明細がわかるものを8部（原本1部及びコピー7部）提出すること。

なお、見積書の宛名は『五島列島おもてなし協議会 会長 竹中 博基』とし、見積書の作成にあたっては、本業務にかかる旅費、取材費等、全ての経費は提案者負担となることに留意すること。

7. 最優秀提案者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

五島列島おもてなし協議会「サイクリングを活用した観光地域づくり業務プロポーザル審査委員会」により、企画提案を書面審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、当該提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) 審査項目

審査は、提案された企画内容に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この価格審査及び技術審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、技術点の高い者を受託候補者とする。総合得点が最も高く、かつ、技術点も同じ得点の参加者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

ア 技術審査

技術審査は180点満点とし、評価項目は次のとおりとする。

・企画提案全体のコンセプト	20点
・業務の内容を理解し、効果的で実現可能な提案となっているか	20点
・サイクリング旅行商品造成に当たり、五島列島のサイクリングに関する知見や過去の魅力的な旅行商品造成の実績は十分か	50点
・受入環境整備を推進するに当たり、地元事業者との円滑な連携が期待できるか	50点
・確実な業務の実施が期待できる体制、スケジュールであるか	20点
・プロポーザル実施要領に掲げる業務以外の魅力的な提案はあるか	20点

イ 価格審査

価格審査は20点満点とし、次の算式により算出する

- ・満点（20点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（端数がある場合、小数点以下を切り捨てる。）

(4) 審査結果

審査終了後、提案者全員に対し、書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

8. 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、五島市、新上五島町又は小値賀町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

9. 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 参加申込

ア 提出書類

参加表明書（様式第1号）及び実績一覧表（様式第2号）

イ 提出期限

令和5年5月10日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法

下記11の提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

エ その他

ファクシミリ又は電子メール送信後は、電話で着信確認をすること。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（様式第3号）

イ 提出期限

令和5年5月15日（月）12時まで（必着）

ウ 提出方法

下記11の提出先に電子メール

エ その他

送信後、電話で着信確認をすること。

オ 回答方法

本プロポーザル参加申込者全てに、提出された全ての質問及び回答を電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

上記6（1）のとおり

イ 提出期限

令和5年5月22日（月）12時まで（必着）

ウ 提出方法

下記11の提出先に持参又は郵送

※ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

10. 主なスケジュール

令和5年5月10日（水）17時まで	参加申込書の提出期限
令和5年5月15日（月）12時まで	質問書の提出期限
令和5年5月22日（月）12時まで	企画提案書等の提出期限
令和5年6月上旬	書面審査結果の通知
令和5年6月中旬	契約締結（仕様書）協議、契約

11. 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1（五島振興局内）

五島列島おもてなし協議会事務局（担当：五島振興局地域づくり推進課 内田）

電話：0959-72-8401 FAX：0959-74-1822

E-mail s12015@pref.nagasaki.lg.jp

12. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎県、五島市、新上五島町及び小値賀町から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- (4) 会社法に基づく精算の開始、破産法に基づく破産申立て、会社更生法に基づく更正手続開始申立て、民事再生法に基づく再生手続申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 平成30年度以降、本業務に類似する業務の実績があること。

13. 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算がオーバーしているもの

14. 契約

(1) 契約の締結

審査委員会の審査の結果、最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。

なお、その者と契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 留意事項

契約の内容については、企画提案の内容そのままとすることを約束するものではなく、契約締結の交渉の際、発注者と協議のうえ決定する。